

第18節 技能

第1 在留資格の審査

1 技能の在留資格について

「技能」の在留資格は、我が国の経済社会や産業の発展に寄与するとの観点から、日本人で代替できない産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する外国人を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「技能」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

(1) 用語の意義

ア 「産業上の特殊な分野」として基準省令により定められているのは、外国に特有な産業分野（上陸基準省令第1号から3号まで）、我が国の水準よりも外国の技能レベルが高い産業分野（同第4号、5号、8号及び9号）及び我が国において従事する技能者が少数しか存在しない産業分野（同第6号及び7号）である。

イ 「熟練した技能を要する」とは、個人が自己の経験の集積によって有することとなつた熟練の域にある技能を必要とすることを意味し、この点で、「技能」の在留資格に該当する活動は、特別な技能、判断等を必要としない機械的な作業である単純労働と区別される。

(2) 他の在留資格との関係

「技術・人文知識・国際業務」と「技能」の区別は、「技術・人文知識・国際業務」は一定事項について学術上の素養等の条件を含めて理論を実際に応用して処理する能力をいい、「技能」は一定事項について主として個人が自己の経験の集積によって有している能力を指す。

3 基準

(1) 本文

申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額

以上の報酬を受けること。

要件の内容

ア 第1号から第9号までのいずれかの分野に属する熟練した技能を有する経験等を有する外国人について入国・在留を認めるとともに、当該外国人が受ける報酬について、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを要件として定めている。

イ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることについては、第1節第2の「報酬」参照。

(2) 第1号(調理師)

料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの（第9号に掲げる者を除く。）

イ 当該技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者

ロ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部A第五節1(c)の規定の適用を受ける者

ア 要件の内容

(ア) 第1号は、料理の調理又は食品の製造に係る産業上特殊な分野に属する熟練した技能を有する外国人に係る規定である。

(イ) 中国料理、フランス料理、インド料理等の調理師や「点心」、パン、デザート等の食品を製造する調理師やパティシエ等がこれに該当する。

(ウ) 実務経験については、10年以上の経験を有することを要し、外国の教育機関において、当該料理の調理や食品の製造に係る科目を専攻して教育を受けた期間が含まれる。

(エ) 日タイEPAにより実務経験年数が短縮される場合のタイ人調理師の要件については、第2の2による。

イ 留意事項

(ア) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]

(3) 第2号（建築技術者）

外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年（当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあっては、五年）以上の実務経験（外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

ア 外国に特有の建築又は土木に係る技能とは、例えば、ゴシック、ロマネスク、バロック方式又は中国式、韓国式などの建築、土木に関する技能で、我が国にはない建築、土木に関する技能をいい、枠組壁工法や輸入石材による直接貼り付け工法なども含まれる。

イ 枠組壁工法による輸入住宅の建設に従事することを目的とする外国人技能者については、次のいずれにも該当することが必要である。

なお、この場合に提出を求める立証資料のうち、職歴証明については、直近3年間程度のもので足りる。

（ア）外国人技能者の受入目的が単に建設作業に従事させるためというのではなく、日本人技能者に対する指導及び技術移転を含むことが明確になっていること。

（イ）住宅建設に必要な資材（ランバー）の主たる輸入相手国の国籍を有する者又は当該国の永住資格を有する者であること。

（注）現在、輸入住宅の原産国としては、米国、カナダが大半を占めるほか、オーストラリア、スウェーデン、フィンランドがあげられる。

（ウ）受入企業において輸入住宅の建設に係る具体的計画が明示されており、その計画の遂行に必要な滞在期間があらかじめ申告されていること。

(工) 外国人技能者が従事する分野としては、スーパーバイザー、フレーマー、ドライウォーラー、フィニッシュ・カーペンターのいずれかに属するものであって、日本人技能者でも作業が容易であるような工程に携わるものではないこと。

(4) 第3号 (外国特有製品の製造・修理)

外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

ア ヨーロッパ特有のガラス製品、ペルシアじゅうたんなど、我が国にはない製品の製造又は修理に係る技能をいう。

イ シューフィッター（生理学的分野から靴を研究し、治療靴を製造するもの）については、解剖学、外科学等の知識を用いて外反母趾等の疾病の予防矯正効果のある靴のデザインを考え、製作していく作業に従事するものはこれに含まれる。

(5) 第4号 (宝石・貴金属・毛皮加工)

宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該加工に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

宝石及び毛皮については、宝石や毛皮を用いて製品を作る過程のみならず、原石や動物から宝石や毛皮を作る過程を含む。

(6) 第5号 (動物の調教)

動物の調教に係る技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

動物の調教等について特定の国においては教育期間中もこれに従事することが通常あることがあり、このような場合は総則の規定にかかわらず実務経験として差し支えない。

(7) 第6号 (石油・地熱等掘削調査)

石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

要件の内容

地熱開発のための掘削とは、生産井（地熱発電に使用する蒸気を誘導するために掘削された井戸）及び還元井（発電に使用した蒸気及び熱水を地下に戻すために掘削された井戸）を掘削する作業をいう。

（8）第7号（航空機操縦士）

航空機の操縦に係る技能について250時間以上の飛行経験を有する者で、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの

ア 要件の内容

（ア）機長又は副操縦士として業務に従事できる技能証明を所持する者であっても、250時間以上の飛行経験を有しない者については在留資格「技能」に関する基準に適合しないこととなる。

（イ）操縦者として業務に従事するとは、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は準定期運送用操縦士のいずれかの技能証明を有し、機長又は副操縦士として業務に従事するものをいう。

（注1）必要とされる飛行経験を250時間以上としているのは、副操縦士として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うことのできる資格である「事業用操縦士」及び航空機の種類ごとに限定されている「計器飛行証明」を取得するのに必要な飛行経験が250時間以上であることによる。

（注2）「準定期運送用操縦士」は、2人操縦機の副操縦士に特化した技能証明として平成24年4月1日に導入されたものであり、同証明自体は、240時間以上の飛行訓練により取得することができるもの。

（ウ）航空運送事業とは、他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう（航空法第2条第18項）。

イ 留意事項

(ア) 国内線外国人操縦士(パイロット)の場合で、本邦の機関から報酬が支払われず、海外のパイロット派遣元会社から支給されるものであっても、本邦の公私の機関との契約があれば、本号に該当する。

(イ) 航空機関士としての業務は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

(9) 第8号(スポーツ指導者)

スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。)を有する者若しくはこれに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの

ア 要件の内容

(ア) スポーツとは、運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいい(スポーツ振興法第2条)、一般的に競技スポーツと生涯スポーツの2種類の概念に分けられる。在留資格「技能」の項におけるスポーツには、その両方が含まれる。

(イ) 「これに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者」とは、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について3年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件」(平成28年法務省告示第406号)に定める国際スキー教師連盟(ISIA)が発行するISIAカードの交付を受けた者が該当する。

(ウ) 「報酬を受けて当該スポーツに従事していた」とは、プロスポーツの競技団体に所属し、プロスポーツ選手として報酬(賞金を含む。)を受けていた者が該当する。

(エ) 「その他国際的な競技会」とは、地域又は大陸規模の総合競技会(アジア大会等)、競技別の地域又は大陸規模の競技会(アジアカップサッカー等)が該当する。ただし、2国間又は特定国間の親善競技会等は含まれない。

(オ) 本号の対象はアマチュアスポーツの指導に限らないが、野球、サッカーなどチームで必要とするプロスポーツの監督、コーチ等でチームと一緒にして出場しプロスポーツの選手に随伴して入国し在留する活動については「興行」の在留資格に該当する。

イ 「気功」指導の取扱い

(ア) 気功について

体操のように動くことを通じて気を動かし若しくは整え、呼吸によって気を動かし若しくは整える等により肉体的鍛錬を目的とするものと、患部の治療に当たる「気功治療」の2種類があるといわれる。

(イ) 取扱い

肉体的鍛錬としての気功運動は、「生涯スポーツ」の概念に含まれると解されることから、スポーツの指導に係る「技能」の在留資格に該当する。

なお、病気治療としての「気功治療」は、スポーツの指導には当たらない。

(10) 第9号 (ワイン鑑定等)

ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

イ ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことがある者

ロ 国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出場したことがある者

ハ ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者

要件の内容

ア 「ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能」とは、これらすべての技能を有するものであることを要し、従事しようとする業務については、それらのうちのいずれかの業務を行うものであればよい。

イ ソムリエは、テイスティングのみならず、ワイン選定、仕入れ、保管、販売、管理等ワインに係る幅広い業務を行うものであることから、申請人と契約する本邦の公私の機関において、これらの内容の飲食関連事業を行っているか否かを判断する。

また、小規模の事業所であってもソムリエを必要とする事業を行う事業所もあることから、事業所の規模のみをもってソムリエの技能を十分に発揮できるか否かの判断は行わない。

さらに、飲食店舗にあっては、ソムリエ以外に食器洗い、給仕、会計等の専従の従

業員が確保されていることを要する。

ウ 「国際ソムリエコンクール」に当たるものとしては、国際ソムリエ協会が主催する「世界最優秀ソムリエコンクール」があるが、それ以外のコンクールについて申請があつたときは、本庁に請訓すること。

(注) 請訓の結果、第9号イに規定する「国際ソムリエコンクール」に該当すると判断した場合は、入在情報に掲載している。

なお、現在（平成24年3月現在）掲載しているものは、「フランス若手ソムリエコンクール（MEILLEUR JEUNE SOMMELIER DE FRANCE）」がある。

また、第9号ハに該当するとして告示されたものはない。

エ 「優秀な成績を収めたことがある者」とは、国際ソムリエコンクールにおいて入賞以上の賞を獲得した者とすること。

4 審査のポイント

(1) 基準1号から6号まで

ア 在留資格の決定時

(ア) 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

(イ) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

(ウ) 申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載により、10年以上の実務経験を有することを確認する。

(エ) 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上であることを確認する。

(オ) 立証資料（勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）が記載された案内書その他これらの事項が記載された文書又は登記事項証明書）、直近の年度の決算文書により、勤務先に申請人の技能を要する業務があることを確認する。

(カ) 日タイEPAの適用を受けるタイ人料理人以外の場合（基準1号口を除く。）

次の立証資料により、申請人が本邦において従事しようとする業務に係る技能について10年以上の実務経験を有することを確認する。

① 所属していた機関からの在職証明書（所属機関の名称、所在地及び電話番号が記載されているものに限る。）等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期

間を証する文書（外国の教育機関において当該業務に係る科目を専攻した期間を含む。）

② 公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し（中国人の場合は戸口簿及び職業資格証明書）

(キ) 日タイEPAの提要を受けるタイ人料理人の場合（基準1号口に該当する場合）

次の資料により、申請人が5年以上の実務経験を有し（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）、初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書の発行を受け、かつ、申請を行った日の直前の1年間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを確認する。

① タイ料理人として5年以上の実務経験を証する文書（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）

② 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書

③ 申請を行った日の直前の1年間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な報酬を受けていたことを証する文書

(ク) 上記(3)(イ)の枠組壁工法による輸入住宅の建設に従事することを目的とする外国人技能者の場合（基準2号）

立証資料により、上記3(3)(イ)①から④までのいずれにも該当することを確認する。

イ 在留期間の更新時

(ア) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上であることを確認する。

(ウ) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

(2) 基準7号（航空機操縦士）の場合

ア 在留資格の決定時

(ア) 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

(イ) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に

派遣される場合) の欄の記載及び立証資料(従事する業務の内容を証明する所属機関の文書)により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

(ウ) 申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載により、250時間以上の飛行経験を有することを確認する。

(エ) 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

イ 在留期間の更新時

(ア) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等(契約機関から勤務先に派遣される場合)の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

(ウ) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

(3) 基準8号(スポーツ指導)の場合

ア 在留資格の決定時

(ア) 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

(イ) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等(契約機関から勤務先に派遣される場合)の欄の記載及び立証資料(従事する業務の内容を証明する所属機関の文書)により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

(ウ) 申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載及び立証資料により、スポーツの指導について、3年以上の実務経験(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。)を有すること若しくは3年以上の実務経験を有さない場合には法務大臣が告示で定める者であること(前記3(9)ア(イ)参照)又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがあることを確認する。

(エ) 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

イ 在留期間の更新時

(ア) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上であることを確認する。

(ウ) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により、在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

(4) 基準9号（ワイン鑑定等）の場合

ア 在留資格の決定時

(ア) 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「技能」であることを確認する。

(イ) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料（従事する業務の内容を証明する所属機関の文書）により、「技能」の在留資格に該当する活動を行うものであることを確認する。

(ウ) 申請書の職歴、実務経験年数の欄の記載及び立証資料により、ワイン鑑定等に係る技能について5年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、次のいずれかに該当することを確認する。

① 国際ソムリエコンクールにおいて優秀な成績を収めたことがあること。

② 国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出場したことがあること。

③ ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有すること。

(エ) 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上であることを確認する。

イ 在留期間の更新時

(ア) 申請書の勤務先、職務上の地位、職務内容及び派遣先等（契約機関から勤務先に派遣される場合）の欄の記載及び立証資料により、従前の活動を継続していることを確認する。

(イ) 申請書の給与・報酬欄の記載及び立証資料により、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上であることを確認する。

(ウ) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の内容により，在留資格該当性及び基準適合性について、問題がないかを確認する。

5 立証資料

第31節別表のとおり。

6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 契約機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの</p> <p>④ ③以外の場合は、「技能」の在留資格で3年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「技能」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	次のいずれかに該当するもの。

	<p>① 契約機関がカテゴリー4（カテゴリー1, 2又は3のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの</p> <p>② 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの</p> <p>③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>④ 就労予定期間が1年以下であるもの（契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを見除く。）</p>
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

第2 応用・資料編

1 上陸許可基準第1号

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(注) [REDACTED]

ウ [REDACTED]

(注) [REDACTED]

2 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部A第五節1(c)の規定の適用を受ける者の取扱いの留意事項

(1) 日タイEPA附属書七第一部A第五節1(c)

タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事する自然人が次の要件を満たすことを条件とする。

- ① タイ料理人として五年以上の実務経験を有していること（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

- ② 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得していること。
- ③ 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、
タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたこ
とがあること。

注釈1：この（c）の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が
毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超
える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、
タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入
手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

（2）実務経験年数について

次のア及びイの要件を満たす場合には、タイ料理人として5年以上の実務経験があ
ればよい。また、当該実務経験年数には、タイ料理人としての資格証明書取得のために教
育機関において教育を受けた期間も含まれる。

ア タイ料理人としての技術水準に関する証明書について

イ タイ料理人としての報酬について

(ア)

(イ)

(ウ)